

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	那須烏山市

那須烏山市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 那須烏山市 農政課
所 在 地 那須烏山市大金 2 4 0 番地
電 話 番 号 0 2 8 7 - 8 8 - 7 1 1 7
F A X 番 号 0 2 8 7 - 8 8 - 0 5 7 2
メー ル ア ド レ ス nohsei@city.nasukarasuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、鳥類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ）、ハクビシン、ニホンジカ、アライグマ、ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	那須烏山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、雑穀、飼料作物、いも類	被害面積： 290 a 被害金額： 2,813 千円
鳥類	水稲	被害面積： 30 a 被害金額： 381 千円
ハクビシン	野菜、果樹	被害面積： 6 a 被害金額： 303 千円
ニホンジカ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンザル	—	—

(2) 被害の傾向

イノシシについては、八溝個体群として烏山地区（特に境地区）を中心に生息していたが、近年は烏山地区全域及び南那須地区全域にも生息が確認され生息域が拡大している。 被害の対象は、餌となる農作物（収穫される春や秋に被害が多く発生）だけではなく、圃場の畦畔が崩されるなど農業施設にまで及んでいる。 鳥類については、市内全域で水稲の定植期や、麦類の播種期に被害が発生している。 ハクビシンについては、市内全域に生息しており、主に春から秋にかけて農作物に被害が出ているほか、建物の屋根裏等への進入や、進入に伴う糞尿などの被害が発生している。 ニホンジカ、アライグマについては農業被害の発生はないが、県内における生息域が拡大していることから、県内他市町の動向を見極めつつ関係

機関と出没状況について情報共有し、監視体制を強化する必要がある。
ニホンザルについては、群れから離れた個体による高齢者や子供等への人身被害や生活被害が懸念されるため、関係機関と出没状況について情報を共有する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ被害	金額(千円)	2,813	2,532
	面積(a)	290	261
カラス類被害	金額(千円)	127	114
	面積(a)	10	9
カモ類被害	金額(千円)	127	114
	面積(a)	10	9
サギ類被害	金額(千円)	127	114
	面積(a)	10	9
ハクビシン被害	金額(千円)	303	273
	面積(a)	6	5

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ及び鳥類は、那須烏山市鳥獣被害対策実施隊により捕獲を実施。 ハクビシンは、被害者に対し箱わなによる捕獲を許可。 カワウは、市内の漁協が交付するカワウ捕獲報奨金に対し、市で補助金の上乗せ交付を実施。	イノシシは、農作物に対する有害獣として捕獲の許可を行っているが、捕獲の担い手の確保が難しくなっていることに加え、生息域の拡大や生息数の増加により被害が大きくなっており、近年は市街地にまで出没する状況となった。
防護柵の設置等に関する取組	土地所有者又は耕作者が購入設置する電気柵等の資材費に、市の補助金を交付。	電気柵の設置は、集落ぐるみの取組みが少なく個人での設置が大半となっており、面的な整備が図られていない。
生息環境管理その他の取組	とちぎの元気な森づくり県民税事業を活用し、荒れた里山林の藪の刈り払いを行い人里との環境を整備するとともに、	防護柵の設置整備後、年数経過により集落内団体構成員の維持管理意識の低下と、高齢化により維持管理が困難となってきた

	大木須地区の一部で交付金事業を活用して、防護柵整備を実施した。	る。
--	---------------------------------	----

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の捕獲については、継続して那須烏山市鳥獣被害対策実施隊により進めていく。 イノシシの捕獲については、那須烏山市鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図り、緊急捕獲事業を活用し、実施隊によるくくりわな・箱わなにより有害捕獲を推進する。 また、ICTを活用した捕獲事業の導入も積極的に推進していく。 更に、山林及び農地等の環境整備や侵入防止柵の設置も同時に進め、さらなる農作物への被害の軽減を図る。 被害防止対策を進めるには、集落ぐるみの取組が重要であることから、地域獣害対策リーダーの育成や集落住民の意識向上対策の実施を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

令和6年度、那須烏山市鳥獣被害対策実施隊のイノシシのわなによる捕獲34人、巻き狩りによる捕獲24人に対し、従事者証を交付し捕獲活動を実施。 ハクビシン・アライグマは、市で保有している箱わなを被害者に貸与し、捕獲を実施。 ニホンジカは、市内に定着してはいないが、生息域の拡大がみられることから、関係機関と情報を共有し、出没時には那須烏山市鳥獣被害対策実施隊により捕獲活動を実施。 ニホンザルは、市内での生息はないが、稀に群れから離れたサルが市内に移動してくることがあり、人身被害が懸念されるため、追い払いを中心に対策を講じるが、場合によっては捕獲を警察や那須烏山市鳥獣被害対策実施隊、獣医師等と連携して実施。 イヌワシや、クマタカをはじめとする希少猛禽類や、その他の野生生物の生息に支障とならないよう希少鳥獣配慮して実施。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、捕獲資機材（ICT含む）等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。

令和９年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、捕獲資機材（ＩＣＴ含む）等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。
令和１０年度	イノシシ	国等の補助事業を活用し、捕獲資機材（ＩＣＴ含む）等の購入。 鳥獣捕獲の担い手育成として、狩猟免許取得費用の一部を補助。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ、鳥類及びハクビシンともに、農作物及び農業施設への被害の減少を図る観点から、これまでの実績を踏まえ計画数を設定する。 カワウについては、「栃木県カワウ管理指針」に基づき適宜対応する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	３５０頭	３５０頭	３５０頭
ハシブトガラス	１００羽	１００羽	１００羽
ハシボソガラス	１００羽	１００羽	１００羽
カルガモ	１００羽	１００羽	１００羽
キジバト	１００羽	１００羽	１００羽
ゴイサギ	１００羽	１００羽	１００羽
アオサギ	１００羽	１００羽	１００羽
ハクビシン	５０頭	５０頭	５０頭
ニホンジカ	５頭	５頭	５頭
アライグマ	５頭	５頭	５頭
ニホンザル	５頭	５頭	５頭

捕獲等の取組内容
那須烏山市鳥獣被害対策実施隊による捕獲 ■イノシシ 捕獲手段：わな及び銃器による捕獲 捕獲の実施予定時期：通年（わな）、秋季（銃器） 捕獲予定場所：市内全域 ■鳥類 捕獲手段：銃器による捕獲 捕獲の実施予定時期：稲の定植時期 捕獲予定場所：市内全域

※カワウについては、栃木県猟友会南那須支部会員による通年（９０日ごと）の捕獲	
■ハクビシン・アライグマ	
捕獲手段：わなによる捕獲	
捕獲の実施予定時期：通年	
捕獲予定場所：市内全域	
■ニホンジカ	
捕獲手段：わな又は銃器による捕獲	
捕獲の実施予定時期：出沒時	
捕獲予定場所：市内全域	
■ニホンザル（追い払いが基本）	
捕獲手段：わな又は銃器による捕獲	
捕獲の実施予定時期：出沒時	
捕獲予定場所：市内全域	

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
那須烏山市鳥獣被害対策実施隊により、秋季に市内全域で猟犬によるイノシシの巻狩り実施時、ライフル銃を使用する。
那須烏山市鳥獣被害対策実施隊により、市内全域でわなによるイノシシ捕獲で、捕獲イノシシの止め刺しにライフル銃を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	許可権限委譲済

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m	電気柵 6,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度

イノシシ	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金により、大木須遠下地区、大木須人有田地区に設置した獣害防止金網柵の、管理協定に基づく適正管理実施。	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金により、大木須遠下地区、大木須人有田地区に設置した獣害防止金網柵の、管理協定に基づく適正管理実施。	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金により、大木須遠下地区、大木須人有田地区に設置した獣害防止金網柵の、管理協定に基づく適正管理実施。
------	---	---	---

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による暖衝帯の整備 那須烏山市鳥獣被害対策実施隊による被害防除指導・助言 地域獣害対策リーダーの育成や、集落住民の意識向上対策実施の推進 市単独補助事業による、被害防止電気柵設置の推進
令和9年度	イノシシ	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による暖衝帯の整備 那須烏山市鳥獣被害対策実施隊による被害防除指導・助言 地域獣害対策リーダーの育成や、集落住民の意識向上対策実施の推進 市単独補助事業による、被害防止電気柵設置の推進
令和10年度	イノシシ	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業による暖衝帯の整備 那須烏山市鳥獣被害対策実施隊による被害防除指導・助言 地域獣害対策リーダーの育成や、集落住民の意識向上対策実施の推進 市単独補助事業による、被害防止電気柵設置の推進

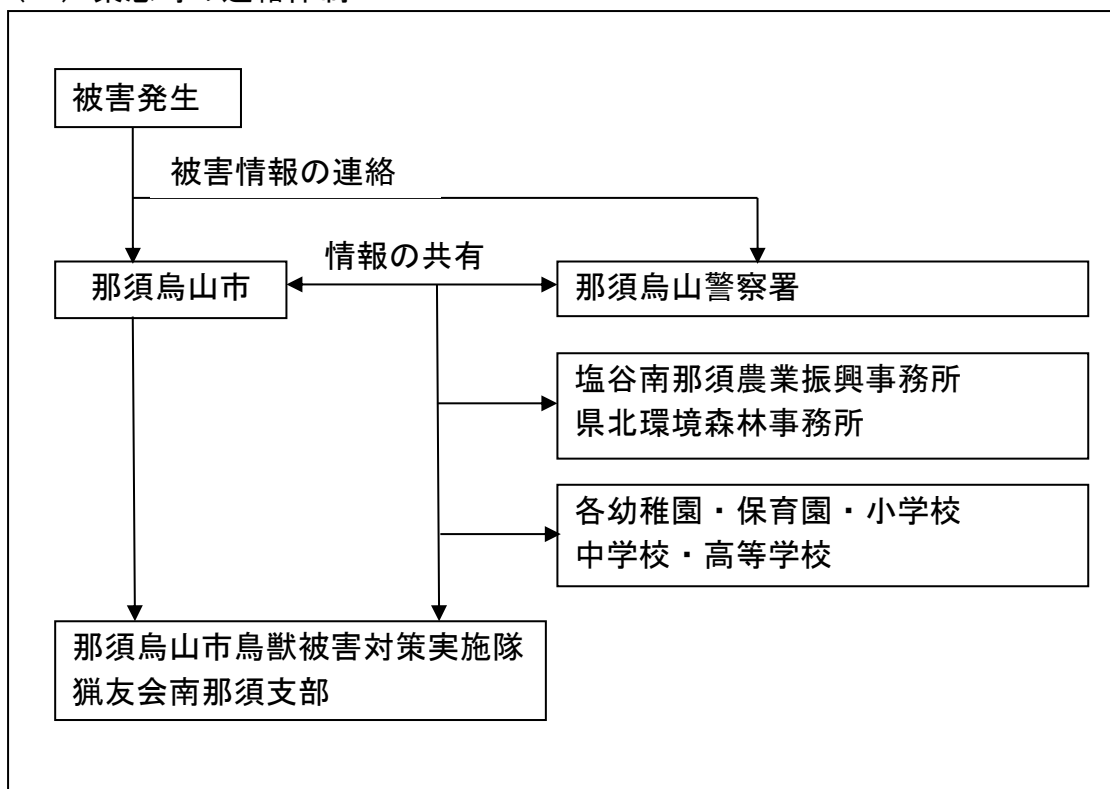
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県	効果的な捕獲、被害防止策等の指導・助言
烏山警察署	被害確認、市民の安全確保

那須烏山市	関係機関との連絡調整、市民への情報提供
那須烏山市 鳥獣被害対策実施隊	被害確認、捕獲実施及び個体の処理、市民への被害防除対策指導
栃木県猟友会 南那須支部 烏山分会	那須烏山市鳥獣被害対策実施隊への支援協力
栃木県猟友会 南那須支部 南那須分会	那須烏山市鳥獣被害対策実施隊への支援協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」また、同法に規定される基本指針に基づき、持ち帰りの上、速やかに焼却処理を行うことを原則とする。

なお、やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うものとする。

ただし、イノシシに関しては、豚熱が収束し隣接する那珂川町イノシシ肉加工施設での受け入れが再開となった場合は、捕獲の段階から那珂川町イノシシ肉加工処理施設条例施行規則に定められた方法を遵守し、条件を満たした個体を加工施設へ食肉として搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシは、豚熱が収束し隣接する那珂川町イノシシ肉加工施設での受け入れが再開となった場合は、施設条例施行規則に基づき、条件を満たした個体のみ食用としての利用を図る。 一方、それ以外の捕獲したイノシシ肉は栃木県内全域が出荷制限対象区域に指定されているため、食用としての利用は自粛を要請する。
----	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那須烏山市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
那須南農業協同組合	被害情報の収集
栃木県農業共済組合那須南支所	被害情報の収集
那須南森林組合	被害情報の収集
猟友会南那須支部烏山分会	那須烏山市鳥獣被害対策実施隊への支援協力
猟友会南那須支部南那須分会	那須烏山市鳥獣被害対策実施隊への支援協力
栃木県塩谷南那須農業振興事務所	関係者への指導
栃木県県北環境森林事務所	関係者への指導
那須烏山市農政課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	八溝地域の獣害対策の情報交換、広域的な被害対策
県東地域ニホンジカ対策協議会	ニホンジカ生息拡大に係る情報交換

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和6年度那須烏山市鳥獣被害対策実施隊員数48名(平成30年度発足) (対象鳥獣捕獲員43名、事務局5名)
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近年、イノシシの生息域が拡大傾向で市街地への出没が確認されており、イノシシ生息地の正確な把握や、市街地に出没させないための対策の調査研究が必要である。

また、加盟している茨城栃木鳥獣害広域対策協議会を活用し、広域的な捕獲対策も検討する。

なお、イノシシについては、市内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を確実に行う。

また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合は、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら、捕獲を強化する。